

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月31日まで有効)			

交規第174号
(交企)
令和6年7月4日

交通部内所属長 殿
各警察署長

青森県警察本部長

交通安全総点検の実施について

交通安全総点検については、「交通安全総点検の実施について」（平成31年4月17日付け交規第41号。以下「旧通達」という。）に基づいて、春と秋の交通安全運動時等の機会において実施してきたものであるが、各警察署にあっては、引き続き下記の事項に留意し、交通安全総点検を効果的に推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 交通安全総点検の意義

交通安全総点検については、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずるべき交通安全に関する施策の大綱を定めた「第11次交通安全基本計画」において、交通の安全に関する地域住民等の主体的活動の1つとして挙げられているところであり、本県警察においても、地域住民が主体となった活動を展開させていく立場から、これを積極的に支援実践していく必要がある。

2 交通安全総点検の実施要領

(1) 点検の目的

交通安全総点検は

- 道路利用者の視点から道路交通環境の問題点等を抽出する
- 高齢者や障害者等を含め、様々な人々の意見、アイデアを吸収できる仕組みを市町村の地域性を生かしながら確立する
- 地域の人々の交通安全に対する関心を高め、地域の交通環境を把握する機会を提供する

ことなど、交通安全への参加意識の醸成を図りつつ、行政と地域住民の連携と協力により、地域の人々相互の理解を深めることを通じて、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを行い、交通の安全を確保することを目的とする。

(2) 点検の実施時期

交通安全総点検は、交通の安全に関する地域住民等の主体的な活動の1つとして、原則として毎年春と秋の交通安全運動時にあわせて実施するものとするが、交通安全運動時以外の時期であっても必要に応じて実施に努めること。

(3) 点検地域の選定

ア 交通安全総点検の実施箇所は、交通安全施設等の整備計画や点検の実施体制等を勘案して、参加者と充分協議して決定すること。

イ 交通安全総点検を実施する地域の選定に当たっては、次のような地区を含む地域で行うよう努めること。

- 歩行者事故、自転車事故の多い地区
- 高齢者、児童等の利用が多い地区
- 地域住民の参加意識の高い地区
- コミュニティ・ゾーン対策実施予定地区

ウ 交通安全総点検の候補路線は、次の路線を重点的に選定すること。

- 公共施設、集客施設へのアクセス経路
- 通学路及び学校周辺の道路

エ 交通安全総点検の対象地域は、小学校区程度の広さとなるよう配意すること。

(4) 実施体制

交通安全総点検は、市町村の道路管理部局及び管轄警察署が事務局となり、自治体、学校関係者、企業等を通じて、各層の人々を幅広く募って実施すること。

(5) 点検内容

ア 歩行者・自転車利用者のための交通安全総点検

- 公共施設・集客施設へのアクセス経路の歩道等の連続性・平坦性・段差の切り下げ等の点検
- 視覚障害者誘導用ブロックの点検
- 通学路の点検
- 標識・標示、歩行者用信号機、道路占用物件の点検
- 交通事故多発地点の点検

イ 自動車運転者のための交通安全総点検

- 標識・標示及び信号機の視認性、路面状況等の点検
- 交通規制の適合性の点検
- 交通事故多発地点の点検

3 点検結果の活用等

交通安全総点検の実施結果のうち、交通安全上対策を必要とする事項については、道路管理者等と連携して、対策案を早急に作成すること。その際に、対策内容を短期的内容と中・長期的内容に分類し、短期的に実施可能な内容については速やかに対応し、また、対策の実施に期間を要するものについては、計画的な対策の実施が図られるよう次年度以降の予算措置に取り組むこと。

また、交通安全総点検の実施結果及びその対策内容については、地域住民に対し出来るだけ広報するよう努めること。

4 推進上の留意事項

(1) 通学路における交通安全総点検

春の交通安全運動時は、児童等の入学・進学時期にあたるため、出来るだけ通学路及び学校周辺の路線を中心とした交通安全総点検となるように努めること。

また、従来から行っている通学路の合同点検のほか、交通規制の見直し等の現場点検活動にあっても、交通安全総点検に位置づけて実施してもよいこととし、年間2回以上を目標として実施するよう努めること。

(2) 関係機関・団体への働き掛け

交通安全活動は警察のみによって成し得るものではないことから、交通安全総点検を通じて、道路管理者等との連携を強化し、また、関係機関・団体に対しても、交通安全総点検等の交通安全活動への積極的な支援、協力を働き掛けること。特に、地域の住民活動に大きな影響力のある自治体への働き掛けについては、積極的に行うよう配意すること。

5 実施結果の報告

各警察署において実施した交通安全総点検については、実施状況を調査することから、その実施状況を把握しておくこと。報告要領については後日通知する。

担当 交通規制課規制第一係